

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、平成3年2月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から4年3月まで

国民年金の加入記録について年金事務所に照会したところ、申立期間の国民年金納付記録が無いとの回答を得た。

夫の国民年金に加入後は、いつも私と夫の夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は14か月と比較的短期間であり、申立人は、昭和50年7月に任意加入した以降、申立期間及び平成17年3月を除いて全て納付しているほか、申立期間前後の期間についても、納付期限内に納付していることから、申立人の年金に関する意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の夫は、平成3年4月以降、17年3月を除きすべて納付しており、オンライン記録において、申立人夫婦の保険料は、ほぼ同一日に納付された記録となっていることから、申立人は、申立期間のうち3年2月から同年3月までの期間は、申立人自身の国民年金保険料を納付し、同年4月から4年3月までの期間は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月からの平成元年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 12 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

年金事務所に期間及び納付照会をしたところ、申立期間につき未納となっているとの回答を得た。申立期間はいずれも収入が無く、家に来た市の担当者に免除の手続を依頼した記憶があるので、未納ではなく免除に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は「家に来た市の担当者に申請免除の手続を依頼した。」と述べているところ、A市は昭和 45 年から平成 13 年まで国民年金推進員を委嘱し、保険料の納付督促や収納のほか、保険料免除申請の指導等の業務を行っており、申請免除手続への関与について「当時の資料が無いので確かなことは言えないが、行っていた可能性がある。」と供述していることから、申立人の申請免除手続は、推進員を通して行われていたことが推認される。

また、年金記録において、申立期間②について直前の 120 か月及び直後の 12 か月はいずれも申請免除期間となっており、毎年継続した申請手続が行われていたと推認され、申立人が申立期間②に係る申請免除手続をしなかったとは考え難い。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 3 月に払い出されていることが確認できることから、申立人はこの頃に加入手続をしたものと推察される上、申立人に対し、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できず、払い出されたことをう

かがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①に係る申請免除手続について「自分はおらず、母親に任せていた。」と述べているところ、申立人の母親は高齢のため、国民年金の加入及び免除の手続等に関する供述を得ることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から13年3月まで

年金事務所に期間及び納付照会をしたところ、申立期間につき申請免除となっているとの回答を得た。平成11年4月から妻が保険料を納付しており、私の分も合わせて納付していたはずなので、保険料の領収書等は持っていないが記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は婚姻した平成8年4月から妻と共に国民年金保険料の免除申請を行っていたが、妻は11年4月から、申立人は13年4月から納付された記録となっている。これについて、申立人は「国民年金関係の手続は妻が行っていた。」と述べているところ、申立人の妻は「受給する年齢が近づいてきたので、少しでも備えをしておいた方が良いと考えて、家計が苦しくても免除をやめて納付するようにした。当時の書類を探していたら、夫の平成11年度及び12年度に係る免除の承認のはがきが出てきた。夫の分の保険料は13年度からの納付ということで間違いないと思う。」と供述しており、先に受給年齢に達する妻の分の保険料から納付したことがうかがえる。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、当該期間において記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる上、当該期間の納付記録が誤りであることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月まで

申立期間以前から国民年金に任意加入しており、申立期間は勤めに出た時期であったが、いつまで仕事を続けられるか分からなかったので国民年金保険料を納付してきた。3 年経過した後に任意加入をやめる申し出をしたが、その間支払っていた保険料を還付された記憶も無く、納付した記録も消えていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間より以前の昭和 50 年 5 月より任意加入被保険者となっており、申立期間においても任意加入期間として管理されることになるが、申立人の所持する国民年金手帳記号番号には申立期間に係る納付記録及び還付記録は確認できない上、当該記号番号と厚生年金保険被保険者記録が平成 14 年に統合処理された際にも申立期間の保険料が還付された形跡は見当たらないことから、納付記録は当初から無かったと考えるのが自然であり、行政側において、厚生年金保険加入後の 3 年間についてのみ納付記録が消失するなどの事務処理の不手際が生じたとは考え難い。

また、申立人は申立期間における任意加入期間の国民年金加入をやめる手続のため A 市役所を訪ねた際、対応した同級生の市職員に厚生年金保険被保険者期間に係る国民年金保険料の二重払いについて相談したと供述しているところ、当該市職員へ当時の状況を確認したが、申立人が申立期間の保険料を納付していた事をうかがわせる具体的な供述はなく、申立期間の保険料納付状況については不明である。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もなく、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から平成3年3月まで

前職を退職後、国民年金へ加入しなければならなかったが、加入手続を忘れていたため、昭和56年4月頃に市役所で加入手続した。加入後は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和56年4月頃にA市役所において国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出し時期は、申立人の前後の国民年金被保険者の資格取得日から、平成3年4月又は同年5月頃であると推認でき、当該払出時点においては、申立期間のうち昭和56年4月から平成元年3月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、平成元年4月から3年3月までの期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の国民年金保険料を遡って納付することができたものの、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、「国民年金保険料を遡って納付した記憶は無い。」と述べており、申立期間の保険料を遡って納付したことは考え難い上、申立人の加入手続を行った時期についても具体的な供述が得られないことから、申立人の妻は、上記手帳記号番号の払い出し後、同年4月から国民年金保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の妻が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月の国民年金保険料については免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月

申立期間当時は大学生であり、国民年金保険料の免除を申請した。20歳になってすぐに免除申請したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料の納付の免除を受けたことを示す関連資料は無い。

また、申立人が申立期間の免除申請を行うには、平成11年4月中に免除申請手続をする必要があるが、オンライン記録によると、平成11年度における免除申請時期が平成11年5月となっていることが確認でき、この時点では申立期間の保険料を遡って免除することはできない上、ほかに申立人が同年4月以前に免除申請手続を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金に係る事務処理の電算化が図られていたことを踏まえると、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 27 年 5 月 26 日まで
厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みである旨の回答を得た。

A社B事業所を退職した時には、脱退手当金という制度があることも知らず、請求した覚えも受給した覚えも無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和27年8月18日に支給決定されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人とは受給要件が異なる退職時期ではあるものの、申立事業所において脱退手当金の受給記録が有る複数の被保険者は、退職の際に事業所から脱退手当金の説明を受け、事業所に手続をしてもらって受給したと供述しており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立期間の事業所を退職後、再就職する考えが無かった申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。